年　　月　　日

（あて先）八千代市長

住所

事業者

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

指摘事項の確約書

　　年　　月　　日付で申請しました八千代市　　　　　　　　　　　　　における開発事業について、下記の通り確約します。

記

開発区域内に，八千代市開発事業技術指針第２３条のとおり防犯灯を設置し（東京電力への申請を含む），市へ移管することを確約します。

第２３条　防犯灯

１　住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業にあっては，開発事業区域内の夜間における防犯対策及び通行の安全確保のため，開発事業者は，防犯灯を設置し，八千代市に移管するものとする。

２　防犯灯の設置については，「八千代市防犯灯設置等に関する基準」に基づき設置するものとする。

３　防犯灯の移管基準は次のとおりとする。

⑴　東京電力株式会社との契約種別が公衆街路灯Ａであって，上記の防犯灯の設置基準を満たしている防犯灯とする。

⑵　防犯灯の移管については，原則として計画戸数の概ね半数の入居が確認された時期とする。